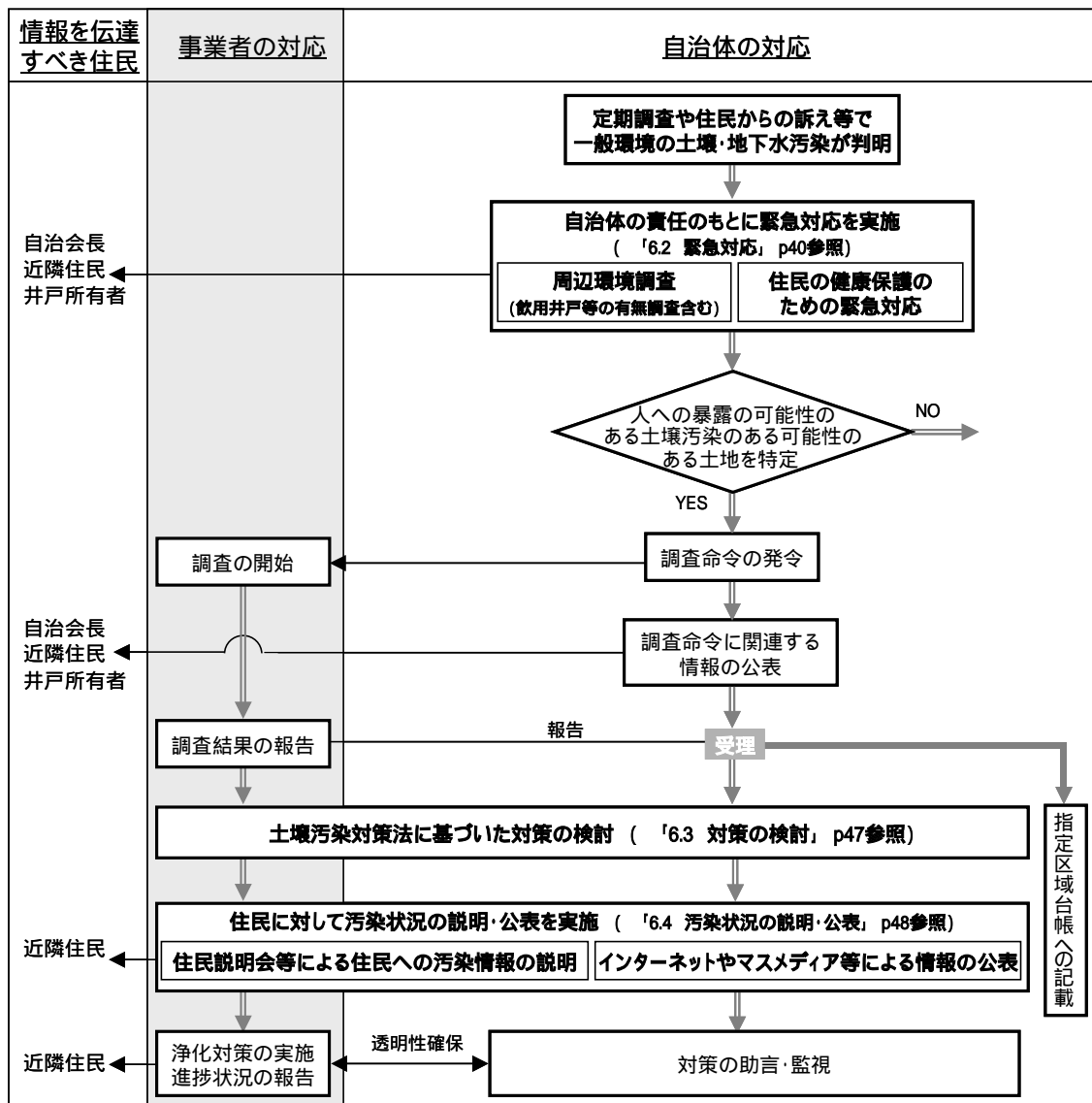


8 . 第 4 条 調査におけるリスクコミュニケーション

本章では、第 6 章で述べた第 3 条調査に対して、第 4 条調査で異なる点を中心に解説します。第 4 条調査は、自治体の環境調査等から人への暴露のおそれがあると認められた際に土壌汚染のおそれのある土地所有者に対し調査命令を発出するものです。そのため、土壌又は地下水の汚染発見後は自治体が緊急対応と同時に周辺環境調査を並行して行います。人の健康に被害を生ずるおそれのある汚染の原因となる土地を特定した時点で第 4 条調査の発令を行うため、対応の順番が大きく異なります。

図 1 2 土壌汚染対策法 第 4 条調査におけるコミュニケーションの流れ



地下水汚染の発見を契機とする第 4 条調査発令の検討において、発生源となる土壌汚染が特定できない場合は、地下水汚染として対応を考えていきます。

8.1 汚染の発見

第4条調査は、自治体の条例等による定期的なモニタリング調査、住民等から異常の訴え・相談等により実施した環境測定などで汚染が判明することから始まると考えられます。

環境省が、土壤汚染対策法施行前の過去の調査よりまとめた土壤汚染調査・対策事例判明のきっかけを「コラム11」に参考として示します。

アンケート調査では、自治体による地域環境調査によって汚染が判明した典型的な例として、立入調査で個人事業者による汚染が見つかったケース、環境調査で汚染が判明した複数事業者による汚染のケース、自治体が工場跡地利用に伴って調査を行って汚染が判明したケースがありました。これらについては、汚染発見の端緒が事業者による調査ではないため自治体を中心とした対応が不可欠です。

コラム11 土壤汚染調査・対策事例判明のきっかけについて

土壤汚染調査・対策事例判明の経緯について調査した結果によると、「土地所有者による調査」が近年増加しており、次いで「自治体に関与した土壤調査（条例・要綱等に基づく土壤調査、任意の土壤調査）」が多い。また、汚染が環境基準を超過した事例では、「住民、土地所有者等による調査、訴え等」により判明する場合も多い。

表7 調査・対策事例判明の経緯（累積）

（複数回答有）

	件数							
	調査事例 (累積)		超過事例 (累積)					昨年度 結果
	調査事例 (累積)	昨年度 結果	超過事例 (累積)	重金属等 超過事例	VOC 超過事例	複合汚染 事例		
行政が関与した土壤調査	623	473	318	189	96	33	215	
うち、条例、要綱に基づく土壤調査	404	286	225	154	43	28	141	
行政による任意の土壤調査	219	187	93	35	53	5	74	
行政による立入検査	206	164	111	49	51	11	87	
うち、水濁法に基づく立入調査	120	92	60	16	39	5	44	
条例、要綱に基づく立入検査	91	69	51	33	12	6	40	
その他の法に基づく立入検査	7	6	6	3	3	0	5	
行政による地下水・表流水水質調査	307	264	125	29	88	8	98	
うち、水濁法に基づく測定計画による地下水調査	78	64	41	3	35	3	34	
水濁法に基づく測定計画による公共用水域調査	7	6	3	0	3	0	2	
測定計画外の地下水調査	213	189	72	18	51	3	58	
測定計画外の公共用水域調査	35	23	25	15	8	2	15	
住民、土地所有者等による調査、訴え等	643	494	422	224	149	49	304	
うち、住民からの苦情	54	46	26	23	2	1	18	
住民による調査	15	14	4	3	1	0	4	
土地所有者からの異常の訴え、相談等	65	62	34	21	11	2	31	
土地所有者による調査	433	302	314	158	114	42	211	
土地使用者からの異常の訴え、相談等	35	34	17	15	1	1	16	
土地使用者による調査	108	84	68	22	40	6	51	
建設業者等からの異常の訴え、相談等	22	20	14	12	1	1	12	
廃棄物の不法投棄の発見	8	8	3	2	1	0	3	
その他	66	56	36	24	9	3	29	
無回答	26	13	15	10	3	2	6	
合計	1410	1097	805	435	286	84	574	

（平成12年度土壤汚染調査・対策事例及び対応状況に関する調査結果の概要、平成14年）

8.2 緊急対応

土壌汚染又はその可能性の発見や土壌汚染に起因する可能性のある地下水汚染の発見後、ただちに土壌汚染が人の健康に影響するおそれがあるかないかを判断することが必要です。人に暴露の可能性のある汚染があるかないかは、第4条調査命令の発令の要件（コラム12）に合致するか否かが判断の基準となりますが、これらの判断の情報が十分でなくとも、汚染された地下水の飲用などにより人の健康に影響する蓋然性が高いと判断できる場合は、周辺住民に対して緊急対応（6.2.1 参照）を講じます。また、人の健康に係る被害が生じるおそれの有無の判断のため同時並行で、周辺環境調査を実施します。

8.3 第4条調査の発令

地域環境で汚染が判明し、人の健康に影響が及ぶおそれがある場合（「コラム12」参照）都道府県はその汚染源があると考えられる土地を特定し、事業者に対して法第4条に基づく調査を命じます。また、その後の対策を検討し、事業者に対して指導・助言しなければなりません。

コラム12 調査命令の要件について

- ・ 土壌汚染（溶出量基準の超過）があるかそのおそれがあり、その土壌汚染に起因する地下水汚染が現に生じているか生じることが確実、かつ、当該土地やその周辺で地下水を飲用等に利用している場合。
- ・ 土壌汚染（含有量基準の超過）があるかそのおそれがあり、かつ、当該土地が人が立ち入ることができる状態（従業員等以外が立ち入れない工場・事業場を除く）となっている場合。

（土壌汚染対策法施行令の概要）

（1）自治体と住民との関係

既に住民の健康保護のための緊急対応を行っている場合は、住民の不安感が高まっているため、第4条調査を発令した際には、調査命令の対象となる事業所の大まかな所在地、発令日及び調査結果等、概要について周辺住民に対して説明又は公表しておきましょう。ただし、第4条調査結果が出るまでは、メディア公表等による、住民に対して所在地や土地の持ち主又は事業所名を特定できるような公表は、緊急性を勘案して行うことが望ましいでしょう。

(2) 自治体と事業者との関係

第4条調査を発令する際に、事業者には下記の指導をしましょう。

事業者に指導すべき事項

- ・ 調査結果は速やかに報告し、自治体と今後の対応について相談すること
- ・ 調査を開始する時点で、汚染が判明した場合を想定して体制整備を行うとともに、対処方法も検討すること

また、事業者が資力のない中小企業や個人事業主の場合は、土壤汚染状況調査費用の捻出が困難な場合があります。このような中小企業に配慮して、法第33条では、国は土壤汚染状況調査の実施において、必要な資金のあっせんや技術的な助言その他の支援に努めることと規定されています。具体的には、中小企業金融公庫等の政府系金融機関において低金利融資が実施されています。

(3) 自治体間の連携

土壤汚染対策法では、土地所有者等が実施する土壤汚染状況調査に関する情報は、都道府県又は政令市に届け出ることが定められています。都道府県はこれらの情報を入手したらすぐに市区町村にも連絡しましょう。政令市は、都道府県にも連絡し、情報を共有しておきましょう。

以降の対応は、基本的に第3条調査の「6.3 対策の検討」以降の対応と同じです。